

水濁基準値案と水濁 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

(単位：mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田	
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}
シアナジン	0.0014	-	-	0.00092	0.00033
トリホリン	0.061	-	-	0.0015	-
フィプロニル	0.00050	-	0.000021	0.00011	0.000093
ホセチルアルミニウム (ホセチル)	2.3	-	-	0.0017	-

網掛け：水産基準値案と近接している PEC

：事務局算出

2. 基準値設定後の対応

水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 を下回ることが確認できなかったシアナジンとフィプロニルについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象とし、これら農薬の使用が多い都道府県において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。

なお、フィプロニルについては、水産基準値の審議において、水質モニタリング調査の対象とされている。(平成 29 年 7 月 12 日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会(第 58 回))